

中小漁業融資保証保険特別会計による保証保険業務の中央漁業信用基金への移行について

(51.1.2.8.一51水漁第6395号)
水産庁長官発，各基金協会あて

第77回国会で成立した中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭和51年法律第44号。以下「改正法」という。）により，中小漁業融資保証保険特別会計（以下「特別会計」という。）が廃止され，その一切の権利義務が新たに保証保険業務を行う中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）に承継されることがとされているが，特別会計の廃止及びその権利義務の中央基金への承継は，改正法附則第1条のただし書の規定に基づき，政令で定める日に行われることとされている。

このため，中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（昭和51年政令第303号。以下「施行期日政令」という。），中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する政令（昭和51年政令第304号。以下「施行令改正政令」という。）及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（昭和51年政令第305号。以下「整理政令」という。）が本年12月1日に公布され，明年1月1日から施行されることがとされた。

これに伴い，明年1月1日に特別会計が廃止され，その権利義務は，中央基金に承継されるとともに，保証保険業務は，中央基金が行うこととなる。

ついては，下記事項を了知の上，保証保険業務の特別会計から中央基金への移行に当たって，及び今後の中小漁業融資保証保険制度の円滑な運営について支障のないようにされたい。

記

1. 特別会計の廃止及びその権利義務の中央基金への承継

- (1) 特別会計の廃止後は，その権利義務はすべて中央基金が承継するので，特別会計の廃止の日の前日までに政府と漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の間に成立している保険関係等政府と基金協会との間に存している権利義務は，明年1月1日以降においては，中央基金と基金協会との権利

義務として処理されることとなる。

- (2) 特別会計の廃止の日の前日までは、当然のことながら、特別会計において、保証保険業務を従前のとおり行うので、基金協会においては、従前通りに保証保険に係る事務を継続されたい。

なお、特別会計の権利義務の承継に当たっては、改正法附則第3条第2項の規定による承継に伴う国の中央基金に対する出資金の額を確定する必要があるため、既に発生している債権債務（その支払いが確定している政府の保険金支払債務、基金協会の保険料支払債務等）については、特別会計の廃止の日の前日までに整理することとしているので、基金協会においては、今後、特別会計の歳入徴収書の発行する納入告知書の納期を厳守されたい。

2. 中央基金が行う保証保険の条件等

中央基金が行う保証保険の条件等については、施行令改正政令により、特別会計における場合と全く同一の内容が定められている。

すなわち、包括保険と選択保険の区分の基準、保証保険の対象となる借入金等の範囲、保険料率、てん補率の適用基準となる地方公共団体の基金協会に対する出資割合については、すべて特別会計の場合と同様に定められている。したがって、保証保険業務については、特別会計の場合の条件等と何ら相違ない条件等によって中央基金で実施することとなる。

3. 中央基金の保証保険業務の開始等

- (1) 中央基金は、明年1月1日以降、保証保険業務を行うこととなるが、これに伴い必要となる中央基金と基金協会との間の中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第108条の2第1項又は第2項の規定に基づく保険契約の締結については、別途、中央基金から各基金協会に通知させる。

なお、基金協会においては、今後、保険契約の申込書を中央基金に提出するに当たっては、特別会計の場合と同様に、事前に都道府県と十分連絡を図った上で提出されたい。

- (2) 中央基金においては、従来、特別会計が農林中央金庫に委託していた業務については、特別会計と同様に農林中央金庫に委託することとしているので、基金協会においては、特別会計の場合と同様の方法により保証保険の事務処理を行うこととなるが、その詳細については、中央基金から各基金協会に通知させる。

4. そ の 他

- (1) 法第108条の10に規定する緊急融資資金のうち、主務大臣が指定する資金として漁業用燃油対策特別資金が特別会計の場合と同様に指定される予定である。
- (2) 整理政令により、水産庁漁政部協同組合課の所掌事務から特別会計の経理等に関する事務は削除されたが、中央基金及び基金協会に対する指導監督の事務は、従前通り協同組合課の所掌とされているので、例えば基金協会の定款及び業務方法書の変更認可等については、従前の通り協同組合課に提出する等本制度の運営については、協同組合課と密接な連絡をとりつつ運営されたい。
- (3) なお、今回の上記3政令の制定に合わせて、中小漁業融資保証法施行規則（昭和49年、大蔵省、農林省令第1号。以下「省令」という。）も改正されたが、基金協会に係る改正部分は、特別会計の廃止に伴う条文整理のための形式的改正である。